

諏訪フューチャーラボ Tsunagu 利用規約

第1条（施設利用規約および目的）

1. コワーキングスペース諏訪フューチャーラボ Tsunagu 利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、「諏訪フューチャーラボ Tsunagu」（以下、「Tsunagu」といいます。）が、本規約第2条に定める会員に対し、本建物（所在地：諏訪市諏訪一丁目6番1号 アーク諏訪3階 駅前交流テラスすわっちゃオ内）内にある諏訪市が管理する施設の一部（以下「本施設」といいます。）を、創業・起業支援、執務スペース、会員相互および地域交流の場などとしてご利用いただくに当たり遵守いただく事項を定めることを目的とします。
2. 本施設は、諏訪市と諏訪商工会議所の共同運営施設であり、運営、管理においては本規約と共にすわっちゃオの条例及び規則を遵守します。
3. 本施設は、第1条第1項を目的として、会員が本施設を利用するに当たり遵守すべき事項や規則を本規約に定めることとします。

第2条（適用）

1. 本規約は、諏訪市と諏訪商工会議所（以下、「運営管理者」といいます。）が指定する所定の手続きにより申し込み、運営管理者が必要な審査を行い、承認を受け、これを承諾した個人および法人（以下、「会員」といいます。）に対して適用されます。
2. 会員は、本規約のすべての記載事項について同意した上で、本件施設を利用することとします。

第3条（会員区分、区分変更）

1. 会員は、次の各号のとおり区分します。なお、本施設にはドロップイン制度がありません。
 - （1）本規約において「特別会員」とは、3か月以上の継続利用が見込めることを前提条件として、Tsunaguの個室スペース（以下、「個室」といいます。）を利用でき、かつ施設内のすべてのサービスを利用することができる月額課金制の会員をいいます。
 - （2）本規約において「一般会員」とは、3か月以上の継続利用が見込めることを前提条件として、個室を利用でき、かつ施設内の一部のサービスを利用することができる月額課金制の会員をいいます。
 - （3）本規約において「ベネフィット会員」とは、1か月に平均2回以上の利用が見込めることを条件に、同フロアの公共施設「すわっちゃオ」内のイベントスペースやフリースペースを利用でき、かつ施設内の一部のサービスを利用することができる年額制の会員をいいます。
2. 会員が、その区分を変更したいと希望する場合は、各区分に定められた継続利用期間を経過していることを条件に、変更を希望する月の前月20日までに運営管理者に申し出ることとします。20日を過ぎた場合には翌々月から変更が適用されます。

第4条（入会手続き）

1. 本施設の利用を希望される場合、まずはメール・お電話などで事前にお問い合わせいただき、担当者との面談日を決定してください。なお、入会には審査が必要になりますので数日を要します。即日のご入会はできません。
2. 面談日に担当者によるヒアリングを行い、審査とさせていただきます。また、運営管理者より本規約の説明および施設のご案内をさせていただきます。
3. 入会希望者は、本規約への同意をもって入会審査のお申込みが完了したものとします。なお、本規約にご同意いただけない場合、入会審査のお申込みはできません。また、運営管理者が本施設の適切な運営のために定めた会員区分ごとの最大収容人数の上限を越える場合にも、お申込みいただくことができません。

4. 運営管理者は、前項に基づく申込みに対し、その裁量により入会要件を審査し、入会を承認、または否認することができます。当該審査の結果は、あらかじめ同意した連絡手段を用いて、直接本人に通知します。これをもって入会審査を完了とします。なお、承認しない場合、その理由については開示しないものとします。
5. 入会の承認通知を受け取った方は、運営管理者の指示に従い、1か月以内に本施設にお越しください。初めて本施設にて所定の手続きを行った日が、「入会日」となります。手続きは運営管理者の指示のもと、入会申込書等の記入や提出、専用 Wi-Fi 設定、施設内サービスの利用説明を受けていただきます。

第5条（登録料、月額利用料金の支払い）

1. 入会を承認され、またそれを承諾し会員資格を得た個人または法人は、初回来訪時（入会日）に登録料を現金にてお支払いいただきます。
2. 「特別会員」および「一般会員」の入会月の月額利用料金については、入会日から起算し当月の営業日数の残日数が2分の1か月を越える場合は、区分ごとに定められた利用料金の半額を、月末までに現金にてお支払いいただきます。入会日から起算し、当月の営業日数の残日数が2分の1か月に満たない場合には、初月の利用料金は発生しません。
3. 入会翌月以降の「特別会員」および「一般会員」の月額利用料金は、当月分を毎月7日までに現金、電子マネー決済（Pay pay）、口座振替（八十二銀行、諏訪信用金庫）のいずれかの方法でお支払いください。7日が土日祝日の場合、振替は翌営業日となります。
ただし、口座振替を希望する場合は、対象の金融機関の口座振替依頼書をお渡ししますので、口座振替を希望する前月20日までに運営管理者へ提出してください。（要 銀行印）
4. ベネフィット会員の年間更新料は、現金か電子マネー決済（Pay pay）でお支払いください。
5. 法人が複数人を会員登録する場合、また個人でも同一事業につき複数人の登録となった場合、本施設を利用する人数分の登録料が発生します。また、「特別会員」および「一般会員」として入会した場合、個室を同時利用する人数分の月額利用料金が発生します。
6. 運営管理者は、利用料金の額、支払方法、支払日を変更できるものとし、本施設の指定する方法により会員に通知するものとします。

第6条（利用期間）

1. 本施設の利用は、入会を承認された会員が、初回時の各種手続きおよび登録料のお支払いがあった日を入会日とし、同日より可能とします。
2. 「特別会員」および「一般会員」の利用期間は、原則入会日を含む月の翌月から起算して最低3か月以上、会員資格を有していた期間が合計して満5年に達する月までとします。ただし、運営管理者がその裁量により利用期間を延長することができるものとします。
3. 「ベネフィット会員」の利用期間は、入会日から起算して1年間とします。更新または継続を希望する場合は、期限日の1か月前を目安に運営管理者へ申し出てください。1年経過後は、自動的に会員資格を喪失しますが、再入会申請はいつでも可能です。

第7条（利用方法）

1. 会員は、原則運営管理者に開示した事業を行う目的に限り本施設を利用するものとし、それ以外の目的での利用は、事前の申告がない限りできないものとします。
2. 「特別会員」および「一般会員」は、Tsunagu 専用 Wi-Fi の他、別途付帯規則に定めるサービスが利用できます。また、運営管理者が不在の場合でも、本規約に定める目的に限り個室利用可能とします。その際は提示された個室利用に関する注意事項を厳守し、ご利用日時および時間帯の報告を必ず行ってください。ただし、すわっチャオの休館日および年末年始は利用不可とします。
また、個室利用については以下のとおり利用制限を設けることとします。

- (1) 同一の事業に携わる法人または個人会員が複数名、同時間帯に個室を利用したい場合は、他に利用する会員がいない時のみ、2名まで同時利用可とする。
 - (2) 他に個室を利用している会員が2名いる場合は、同一の事業に携わる者のうち1名のみが個室利用可となり、他の1名はイベントスペースやフリースペースを利用すること。また、その場合でも月額利用料金に変動はないものとする。
 - (3) 長時間におよぶ電話・web会議・テレビ会議は、他会員の業務への影響、また営業秘密保護の観点から、原則禁止とする。
3. 「ベネフィット会員」は、同フロア公共施設「すわっちゃオ」内のイベントスペースやフリースペースの空席を自由に利用することができます。また、Tsunagu専用Wi-Fiの他、別途付帯規則に定めるサービスが利用できます。ただし、同スペースで活動をした際は、必ず運営管理者にご利用日および時間帯をご報告ください。
 4. 会員は、利用する本施設の区画・設備の変更について、運営管理者の指示に従うものとします。
 5. 運営管理者が指定する者が、本施設の運営管理のため、本施設に立ち入り、これを点検することがあり、また、必要と判断した場合は会員に対して適宜の措置を求める場合があることを、会員は了解しているものとします。
 6. 運営管理者が本施設の運営管理のため、本施設に防犯カメラを設置し、本施設の在室状況を確認していることを、会員は了解しているものとします。
 7. 会員は、運営管理者に事前申告することにより、施設内の写真撮影をすることができます。ただし、インターネット上(SNS等)に公開する場合は、肖像権等人権的権利を侵害することのないよう、以下の項目を遵守してください。
 - (1) 写真や動画内に被写体となる人物がいる場合、目的内容を伝え、必ず事前に許可や承諾を得ること。
 - (2) 会員のプライバシーに関する情報などが含まれていないこと。
 - (3) 公開の目的が、会員の事業活動報告の範囲であること。
 8. 駐車場は上諏訪駅に併設されている市営駐車場(3時間無料/収容台数:154台)か、本建物の駐車場(1時間無料/収容台数:370台)をご利用ください。
 9. 本施設の利用に関するその他規則については、別添の「付帯規則」にて定めるとおりとします。

第8条(休会および退会)

1. 「特別会員」および「一般会員」が、休会および退会を希望する場合は、各区分に定められた継続利用期間を経過していることを条件に、運営管理者へその申し出を行うことにより手続きを行ってください。もし、定められた継続利用期間を経過しないうちに休会または退会を希望される場合は、残された期間の月額利用料金をお支払いいただくものとします。ただし、緊急やむを得ない事情と運営管理者が判断した場合は、この限りではありません。
2. 「特別会員」および「一般会員」が、休会を希望する場合は、以下の項目に留意して手続きを行ってください。
 - (1) 休会を希望する月の前月の15日までに運営管理者へお申し出いただき、20日までに休会申請書をご提出下さい。休会期間は、原則半年(6か月間)とします。
 - (2) 休会が承認された場合、当該期間中の月額利用料金は免除されます。
 - (3) 休会中の会員が当該期間中に復会を希望するときは、運営管理者へその旨申請し、再開日および月額利用料金の発生月や支払方法を相互で確認、承認をもって復会することができます。
 - (4) 休会期間を経過したのち、特に運営管理者へのお申し出がない場合は、一定期間を経て退会扱いとさせていただきます。退会後に再入会を希望する場合には、新たに所定の手続きおよび登録料が発生するものとします。
3. 「特別会員」および「一般会員」が退会を希望する場合は、以下の項目に留意して手続きを行ってください。
 - (1) 退会を希望する月の前月の15日までに運営管理者へお申し出いただき、20日までに退

会申請書をご提出ください。

- (2) 運営管理者が、書類に記載される退会希望日を確認したのち、承認することとします。記載された日の月の末日をもって退会となります。末日までは会員資格を有します。
- (3) 退会した月から半年以内に再度入会される場合は、登録料は免除となります。
4. 会員の休会または退会が適用される日の前日中に、運営管理者の権限で「特別会員」および「一般会員」のスマートフォンに設定されているスマートキーを削除します。
5. 「ベネフィット会員」は、休会および退会制度がありません。入会日から起算して1年間の有効期限までに、運営管理者へ継続の申し出がない限り、自動的に退会となります。退会後に再入会を希望する場合は、新たに登録料をお支払いいただきます。
6. 会員は、退会した日以降も、未払いの利用料金や本施設に対する債務が残っている場合は、本施設へ全額弁済されるまで退会後も支払義務を負うものとします。

第9条（会員資格の取り消し）

1. 会員が、以下のうちいずれか一の事由に該当すると運営管理者が判断した場合、その裁量により、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 登録料、月額利用料金その他本施設に対する債務を事前の申告なく滞納したとき
 - (2) 本規約に違反、または違反の疑いがある場合、運営管理者がかかる違反の是正を勧告した後、合理的な期間内には是正されないとき
 - (3) 登録時に入会申込書に記載した事項が変更となったにもかかわらず、速やかに変更の申し出をしないとき、または登録の放置や虚偽登録等により、3か月以上連絡がつかないとき
 - (4) 本施設の利益に反する行為を行ったとき
 - (5) 本施設を損傷・破損するおそれがあるとき
 - (6) 理由のいかんを問わず、本施設および他の会員の名誉・信用を傷つけたとき
 - (7) 破産手続き開始申立、民事再生手続き開始申立、その他の倒産手続きの申立または手形不譲渡等により経済的信用を失ったとき
 - (8) 公序良俗に反する、または法律に違反するおそれがあると運営管理者が判断したとき
 - (9) 犯罪を犯したとき、またはその嫌疑を受けたとき
 - (10) 会員が、暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員もしくは準構成員であることが判明したとき、または暴力団もしくは過激な政治活動集団等と関係を有していることが判明したとき
 - (11) 性風俗関連の事業、宗教関連の事業、マルチ商法及びそれに類するおそれのある事業、公営競技を含め、賭博、ギャンブルに関する事業に関連があると判断したとき
 - (12) その他会員として不適格であると運営管理者が判断したとき
2. 運営管理者は、前項に基づき会員資格の取り消しを行う場合、当該会員に対して、別途運営管理者が定める方法により、除名通知を行うものとします。通知を発した時点をもって、当該会員の会員資格は取り消しとなります。

第10条（本規約の変更）

運営管理者は、その裁量において、本規約に関するすべての項目に対し、内容および条件を適宜変更することができるものとします。ただし、会員の不利益となる変更については、別途所定の手続きにより会員に通知するものとします。

第11条（本施設の利用にあたっての債務）

1. 本施設のご利用に際し、会員が本施設に持ち込んだ備品・商品等に起因する、顧客、取引先等に対する損害については、すべて当該会員に賠償していただきます。
2. 他の会員および運営管理者に対する迷惑行為はご遠慮ください。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本施設のご利用を中止させていただく場合がございます。

3. 本施設は、原状復帰していただくことを条件としています。本施設のご利用後は、後片付け、清掃も含め、利用前の状態でお返しください。
4. 本施設利用の際に出る廃棄物の処分方法に関しては、運営管理者と協議して決定するものとします。ただし、特殊な廃棄物で別途費用がかかるものに関しては、お断りさせていただきます。
5. 本施設を損傷、汚損等した場合の修理費・復旧費は、運営管理者の算定するところに従って、修理・復旧に要する直接・間接費用の一切を当該会員にご負担いただきます。

第 12 条（個人情報、顧客情報の保護）

運営管理者および会員は、本施設の利用を通じて知り得た会員、会員の顧客・取引先の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令に則り、正確かつ安全に取り扱うものとします。

第 13 条（権利義務の譲渡等の禁止）

運営管理者および会員は、本規約に基づく本施設の利用に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならないものとします。

第 14 条（免責）

1. 運営管理者は、会員の本施設ご利用に伴う事故、盗難、破損（データを含む）、その他のトラブルや第三者に対する損害について、一切の責任を負いません。
2. 天災地変、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他運営管理者の責に帰し得ない事由による本規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、運営管理者はその責を負わないものとします。ただし、その他やむを得ない事情と運営管理者が判断した場合は、この限りではありません。

第 15 条（損害賠償）

会員は、法令、本規約等に違反したことによって、またこれに関連して、他の会員、本施設に対し損害を生ぜしめた場合、これを賠償する義務を負います。運営管理者は、当該会員に対して、損害の賠償を請求でき、この場合、当該会員はかかる損害を直ちに賠償しなければなりません。

コワーキングスペース 諏訪フューチャーラボ Tsunagu

【付則】

令和元年 5月18日 制定

令和3年 4月 1日 改定

【付帯規則】

1. 料金・設備・サービス等

本施設は、会員に対し次に掲げるサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）の全部または一部を提供します。会員は、利用申込時に選択した区分に応じて本サービスをご利用いただけます。

内 容		会員区分		
		ベネフィット会員	一般会員	特別会員
登 録 料	金 額	1,100 円（税込） 1 年間有効	1,100 円（税込） 初回のみ※1	1,100 円（税込） 初回のみ※1
	支払方法	現金のみ		
	支払期限日	入会日		
利用料金	金 額	—	3,300 円（税込）	4,400 円（税込）
	入会初月の料金 発生条件および 金額	—	入会日から起算して 当月の営業日数の残 日数が2分の1か月 を越える場合は、月 額利用料金の半額	入会日から起算して 当月の営業日数の残 日数が2分の1か月 を越える場合は、月 額利用料金の半額
	支払方法	—	初月のみ：現金 翌月以降：現金／Paypay／口座振替	
	支払期限日	—	当月 7 日（土日祝の場合、振替は翌営業日）	
利用場所	同建物内「すわっチャオ」のイベント・フリースペースの空席		個室※2（最大定員数：3 名）	
利用時間	同公共施設の規則 に準ずる※3		10 時～20 時 (管理者の在席：10 時～17 時。土曜は10 時～16 時)	10 時～20 時
利用可能日	水曜※～金曜 ※火曜が祝日の場合は営業。代わりに翌水曜日が休み。			
管理者対応不可能な日	日曜・火曜※4・祝日・年末年始			
利用者年齢制限	18 歳未満の方は利用できません			
利用定員数	最大 20 名		合計最大 10 名	
利用期間	1 年（更新可）		満 5 年※5	
駐 車 場	市営駐車場（3 時間無料／収容台数:154 台）または本建物の 駐車場（1 時間無料／収容台数:370 台）をご利用ください。			
設 備・ サービス	個 室	×	○	○
	スマートキー付与	×	○	○
	コピー複合機※6	○※7	○	○
	専用 Wi-Fi※8	○※7	○	○
	ドリンク提供※9	○※7	○	○
	個人ロッカー※10	×	○	○
	ブックシェア※11	○※7	○	○
その他 サービス	郵便物の受取※12	×	×	○
	名刺等への住所 利用記載※13	×	×	○（要申請）
	法人登記	×	×	×
	創業支援	希望により商工会議所の経営指導員が相談対応（要予約）		

- ※1 「特別会員」および「一般会員」が、本施設の利用規約に基づき当該会員資格を喪失、または退会した後に再度入会する場合は、新たに登録料が発生します。
- ※2 個室の予約は当日のみ可能です。ただし、事前に運営管理者にご連絡いただき、管理者からの承諾の連絡をもって成立した場合のみ有効とします。個室が満席の場合は、同フロアの公共施設「すわっチャオ」内のイベント・フリースペースをご利用ください。
- ※3 諏訪市の公共施設「駅前交流テラス すわっチャオ」内のイベント・フリースペースの開館時間は9時00分～21時30分です。定休日は毎週火曜日と年末年始です。（火曜日が祝日の場合は開館し、翌水曜日が休館となります。）その他、緊急時において公共施設の運営方針に変更が生じた場合は、駅前交流テラスすわっチャオの規則に準じるものとします。
- ※4 火曜が祝日の場合は営業します。代わりに翌水曜日が休館となります。
- ※5 ただし、運営管理者がその裁量により利用期間を延長することができるものとします。
- ※6 無料：スキャニング（USBメモリ利用可能）
有料：{カラーコピー：30円/枚 白黒：10円/枚（内税）} ※用紙はA4、A3サイズのみ
- ※7 ベネフィット会員が個室内のサービスを利用できるのは、管理者在席時のみとします。
- ※8 Tsunagu専用Wi-Fiをご利用いただけます。
- ※9 有料サービス（ドリンク各種：20円/杯 その他） マイカップ持参可能。
- ※10 個人専用ロッカーが12個あります。ご利用は先着順となります。
- ※11 ブックシェアに関するサービス内容は、後述「2. ブックシェアサービスについて」をご参照ください。
- ※12 郵便物の受取に関するサービス内容は、後述「3. 郵便物の受取について」をご参照ください。
- ※13 名刺等への住所利用記載に関するサービス内容は、後述「4. 名刺等への住所利用記載について」をご参照ください。

2. ブックシェアサービスについて

本施設はすべての会員に対し、ブックシェアサービスを提供します。

- (1) Tsunagu 個室内の本棚にある書籍を無料で借りることができます。借出を希望する会員は、営業時間内に運営管理者へ直接申し出てください。
- (2) 貸出期間は、原則1カ月間とします。
- (3) 返却期限を過ぎ、再三の返却要請があったにもかかわらず書籍を返却しなかった場合、運営管理者にて協議を行い、悪質と認められる場合には、会員登録の抹消をさせていただくことがあります。
- (4) 書籍を紛失、または著しく汚損又は破損してしまったときは、運営管理者にその旨お申し出ください。書籍の定価を弁償費用として会員にご負担いただきます。

3. 郵便物の受取について

本施設はお申し出のあった「特別会員」に対し、郵便物等の受取・預かりサービスを以下のとおり提供します。

- (1) 営業日の朝に運営管理者が郵便ポストを確認し、会員へ差出人や数量等を連絡します。
- (2) 郵便物の一時的な預かりは規定数までとし、当該会員への連絡後から最長1か月までを預かり期間とします。これらを越える場合、運営管理者は当該会員に連絡することなく、着払いでの転送、または破棄を行います。
- (3) 普通郵便物以外（現金書留、代引き、着払いなど）の対応は行いません。
- (4) 本施設から会員の指定する住所への転送を希望する場合は、その事由が会員の個人的な

事情である場合、発送方法は着払いのみとなり、また別途手数料が発生します。詳細は運営管理者と協議のうえ決定するものとします。ただし、転送の事由が火災、また地震などの天災や不可抗力その他不測の事態による場合は、運営管理者がその事由を考慮したうえで対応いたします。

- (5) 収受した郵便物等について、犯罪による収益である疑いかそれらの事実の仮装、秘匿行為を行っている疑いがある場合、運営管理者は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例」に基づき、当該会員に事前通知することなく、行政庁等に届出を行う場合があります。
- (6) 前項に係る郵便物および宛先が分からない郵便物等を運営管理者が収受した場合、運営管理者の判断によっては、当該会員へ無断で郵便物等の開封を行う場合があることを会員は了解し、会員は開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととします。
- (7) 郵便物の紛失および盗難等については、運営管理者はその責を負わないものとします。
- (8) 当該会員が本施設の利用規約によりその資格を喪失した後は、同時に本サービスも終了し、以降に届いた郵便物については運営管理者が破棄いたします。ただし、運営管理者と会員が別途協議し、かつ当該会員が速やかに郵便物の引き取りおよび宛先変更手続きを行う場合は、この限りではありません。

4. 名刺等への住所利用記載について

本施設は申し出のあった「特別会員」に対し、運営管理者から明示された住所を自らのオフィスの所在地として利用することができ、名刺や web サイト等に掲示することができます。ただし、以下の項目をすべて満たした場合に限ります。また、当該会員の資格を喪失した場合は、直ちにあらゆる発行物、掲載物の該当箇所を削除していただきます。

- (1) 会員自身が代表を務める個人事業であること。(※会員に主たる勤め先があり、副業として事業を行う場合は、勤務先からの許可がある場合のみ可とする。)
- (2) あくまで所在地・住所記載利用に限定したサービスのため、web 上で提供住所を利用する場合は、テキスト形式ではなく画像で掲載すること。
- (3) 電話・メールなどの問い合わせ先は、必ず会員自身が直接対応可能である連絡先を明記すること。

5. 所持品の管理

本施設内における会員の所持品の管理は会員の責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、一切の責任を負いません。

6. 施設内の飲食・喫煙・清掃

(1) 飲食

本施設内は、指定する場所に限り飲食いただけます。ただし、飲食可能な場所であっても、臭いの強い飲食物の持ち込みは禁止いたします。臭いの強い飲食物をお持ちの場合には、運営管理者がお声掛けさせていただくか、本施設の利用をお断りさせていただくことがございます。またウイルス感染防止対策など緊急時において公共施設の運営方針に変更が生じた場合は、駅前交流テラスすわっチャオの規則に準じるものとします。

(2) 喫煙

本施設は禁煙となります。

(3) 清掃

本施設の共有エリアは運営管理者の指定する指定業者および運営管理者が清掃を行います。ゴミの処分は原則として会員各自で行ってください。処理に際しては、本建物および地域の規則に従ってください。

7. 緊急時の避難

本施設のご利用中に火災、地震、急病人の発生、その他緊急事態が発生した場合には、運営管理者の指示に従って行動していただきますようお願いいたします。

8. サービスの中断・停止

- (1) 前各号の定めにかかわらず、本施設は、工事、清掃その他の事由により、営業時間を変更する場合や、営業を休止する場合がございます。その場合、電子メール、本施設のホームページなどにより原則として事前に告知いたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 前項のほか、天災地変等により本施設が不足の損害を被った場合、または本施設の改修・補修が必要になった場合、その他必要と運営管理者が判断した場合、本施設は相当な期間施設の全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。

以上

【付則】

令和元年 5月18日 制定

令和3年 4月 1日 改定